

◎新潟県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本高津戸野目線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字飯田字柳久保1322番4から 同市稲田四丁目188番まで	新	9.0～58.4メートル	6,592.1メートル
上越市大字飯田字土合町1108番1から 同市稲田四丁目188番まで	旧	7.0～35.4メートル	6,710.6メートル

備考1 路線の起点及び終点を変更する区域変更

- 2 路線の重用

一部区間一般国道18号、一般国道405号及び県道三和新井線と重用